

平尾功二（2016年度採用） 房川・平尾法律事務所



弁護士登録後、所属していた北海道弁護士会連合会がサハリン州弁護士会と交流していたことからロシア法、特にロシアの民事訴訟法の研究をしたいと考えておりました。以前より、ホームページを通じて日露青年交流センターの活動を知っておりましたので応募いたしました。

実務家としての経験はあるものの研究者としての実績に乏しかったことから、サハリン州弁護士会との交流の報告書や過去に担当した裁判等で公刊物掲載事例を添付し、当該テーマの研究の遂行可能性をご理解いただくよう努めました。

ロシアの民事訴訟手続の研究を進める上で、最も苦労したのはロシア語の法律用語です。これまでロシアの民事訴訟法は研究がなされていなかったため、ロシア語の法律用語の意味がすぐにはわかりません。ペテルブルグ大の教員に簡単な法律用語集のようなものはないかと尋ねても首を振られるだけでした。そこで原点に立ち返り、ロシア連邦民事訴訟法の全条文を翻訳して法律用語を明確にしつつ、講義、裁判傍聴、基本書の通読などにより、訴訟法の全体像を理解するようにしました。

研究を続ける中で、個人間の紛争を管轄する通常裁判所と企業の経済紛争を管轄する商事裁判所が異なる組織であり、対立した関係にあるというロシアの民事訴訟手続の問題点とその解消に向けた一連の司法改革が明らかとなり、帰国後に論文をまとめ、「国際商事法務」に掲載いただいております。また、日本の法曹養成制度に関する論文をまとめ、ペテルブルグ大学の紀要に寄稿いたしました。

留学前から茶道を習っておりましたので、余暇にはペテルブルグの植物園で開かれている裏千家の茶道教室に通い、ロシア人の先生のお稽古に参加しました。その茶道教室には現地の邦人の方もたくさん参加され、日常生活やその他の面でいろいろとお世話になりました。

留学前はあまり具体的に想像しておりませんでした。帰国後、道内企業、北海道に在住するロシア人らからの依頼、サハリンやモスクワの法律事務所・弁護士からの相談や依頼など、ロシアに関する案件が続いております。その際、研究の対象としたロシアの民事訴訟制度についての理解や留学中に知り合った法曹との人的つながりが非常に役立っております。

また、2017年よりペテルブルグ大学の法学部に日本法コースが新設され、協力しております。本年7月には、北海道サハリン事務所において1名の学生のインターンを受け入れていただきました。コロナが終息した後、日本においてもインターンが実現できればと期待しております。

いま、コロナ禍により、オンラインによる会議が多くなりましたが、日本人もロシア人も直接交流することにより構築する信頼関係を重視しているという点に変わりはありません。

今後も、さまざまな分野において日露青年交流センターの支援が展開され、人的交流が継続されることにより、相互理解がますます深まっていくものと確信しております。